

函館市小規模請負工事施行成績評定要領

令和4年4月

函 館 市

第1 目的

この要領は、請負に付した建設工事（以下「請負工事」という。）に係る成績評定（以下「評定」という。）に必要な事項を定め、厳正かつ的確な評定の実施を図り、もって受注者の適正な選定および指導育成に資することを目的とする。

第2 評定

評定は、一件の契約金額が、130万円以上500万円以下の請負工事について行うものとする。なお、当該請負工事が別に定める函館市請負工事施行成績評定要領（請負工事の契約金額が500万円を超えるものに適用）により評定することが適当であると認められるものについては、本要領を適用しないことができるものとする。

また、市長が必要がないと認めたものについては、評定を省略することができる。

第3 評定者

評定を行う者（以下「評定者」という。）は、函館市請負工事検査事務処理要領第4条に規定する検査員ならびに函館市請負工事監督要領第2条第1頁に規定する工事監督員とする。

第4 評定の方法

1 評定は、必要な事項について、工事ごと、評定者ごとに独立して的確かつ公正に行うものとする。

また、評定は、別に定める函館市小規模請負工事施行成績評定基準に基づき行うものとする。

2 評定は、工事監督員にあつては当該監督を行った請負工事が完成したとき、検査員にあつては当該検査を行ったとき、それぞれ行うものとする。

3 評定の結果は、工事施行成績評定表（別記第1号様式。以下「評定表」という。）に記録するものとする。

第5 評定表の提出等

評定者は、評定を行ったときは、速やかに評定表を作成し、契約担当者に提出するものとする。

第6 評定結果の通知

契約担当者は、評定者から評定表の提出があつたときは、速やかに、その結果を別記第2-1号様式および別記第2-2号様式により当該工事の受注者に通知するものとする。

第7 評定の修正

契約担当者は、第6の評定結果の通知をした後において、評定結果を修正する必要があると認める場合は、評定を修正し、速やかに、その結果を別記第2-1号様式により既に通知した評定結果とともに受注者に通知するものとする。

第8 説明請求等

- 1 契約担当者は、第6および第7の評定結果を通知するに当たっては、当該結果を通知した日の翌日から起算して14日（函館市の休日を定める条例（平成3年条例第2号）第1条に規定する休日を含まない。以下同じ。）以内に、書面により、評定の内容について説明を求めることができる旨、併せて通知するものとする。
- 2 契約担当者は、1の説明を求められたときは、評定表を審査のうえ、速やかに、別記第3号様式により回答をするものとする。
- 3 契約担当者は、2の回答において評定の内容についての説明に不服がある場合は、回答を受け取った日から14日（休日を含まない。）以内に、再説明の申立てを行うことができる旨、併せて通知するものとする。
- 4 契約担当者は、3による再説明を求められたときは、函館市請負工事施行成績評定委員会の審議を経て、書面により回答するものとする。

第9 要領および評定結果の公表

- 1 この要領は、公表するものとする。
- 2 第6の規定により評定結果を通知した契約担当者は、別記第2-1号様式の写しにより、当該評定結果を公表するものとする。

第10 その他

この要領に定めるもののほか必要な事項は、工事担当部長が別に定めるものとする。

附 則

この要領は、平成20年10月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和4年4月1日から施行する。

年 月 日 作成					
工事施行成績評定表（小規模工事）					
1 完成検査		2 部分検査[第 回]		3 中間検査[第 回]	
決 裁 欄	部長	次長	課長	係長	係
			課長	主査	係
下記のとおり工事成績評定を行った。なお、別記2-1号様式および別記2-2号様式により受注者に通知したい。					
工事番号	工事名				
工事場所			工期	当初	
契約金額	当初			最終	
	最終				
完成検査年月日			完成年月日		
部分検査年月日			中間検査年月日		
受注者（称号または名称）					
現場代理人 氏名					
主任技術者 氏名					
監理技術者 氏名					
監督員 所属・職・氏名					
主任監督員 所属・職・氏名					
検査員 所属・職・氏名	完成検査				
	部分検査				
	中間検査				
評 定 点	① 監督員		点		
	② 主任監督員		点		
	③ 部分, 中間検査員		点		
	④ 完成検査員		点		
	⑤ 法令遵守		点		
	⑥ その他		点		
⑦ 合計評定点			点		

a 部分検査, 中間検査があった場合

$$\text{合計評定点 } ⑦ = (① \times 0.34 + ② \times 0.26 + ③ \times 0.2 + ④ \times 0.2) - ⑤ - ⑥$$

b 部分検査, 中間検査がなかった場合

$$\text{合計評定点 } ⑦ = (① \times 0.34 + ② \times 0.26 + ④ \times 0.2) - ⑤ - ⑥$$

注 1 この評定表には当該工事に係る請負工事成績評定採点表を添付すること。

2 評定点および合計評定点は, 工事完成時における評定のときに記入すること。

3 部分検査等があわせて2回以上あった場合は, それぞれの部分検査および中間検査における評定点の平均値を評定③に記入すること。

4 合計評定点の算出に当たっては, 小数第1位を四捨五入すること。

別記第 2-1 号様式

	(公文記号)
	年 (年) 月 日
(受注者)	様
	函館市長
工事施行成績 (小規模工事) の評定結果について	
貴社が受注した工事について、函館市請負工事施行成績評定要領に基づき評定した結果を通知します。	
なお、評定の結果に疑問があるときは、函館市長に対して説明を求めることができます。	
この説明を求める場合は、年 月 日までに、その旨を記載した書面を提出してください。	
記	
1	工事名
2	工期 年 月 日から 年 月 日まで
3	完成検査年月日 年 月 日
4	評定点 点
(5	修正評定点 点)
(函館市〇〇部〇〇課)	

注1 本文中説明を求める場合の日付は、通知する日の翌日から起算して 14 日目の日を記入すること。(休日を含まないものとする。)

注2 (5 修正評定点) 欄は、既に通知した評定点を修正する場合にのみ記入すること。

別記第 2-2 号様式

項目別評定点 (小規模工事)

工事番号

工事名

評価項	細別	評定点/満点
1. 施工体制	I. 施工体制一般	/3.442点
	II. 配置技術者	/4.123点
2. 施工状況	I. 施工管理	/12.963点
	II. 工程管理	/8.022点
	III. 安全対策	/8.882点
	IV. 対外関係	/3.782点
3. 出来形 および 出来ばえ	I. 出来形	/14.963点
	II. 品質	/17.643点
	III. 出来ばえ	/8.500点
4. 工事特性	I. 工事特性	/7.540点
5. 創意工夫	I. 創意工夫	/5.720点
6. 社会性等	I. 地域への貢献等	/4.420点
7. 法令遵守等		
8. その他		
評定点合計		/100.000点
評 定 点		点

別記第3号様式

(公文記号)	
年 (年) 月 日	
(受注者)	様
函館市長	
工事施行成績（小規模工事）の説明について	
<p>年 月 日付けで請求のありました工事施行成績の評定結果の説明は次のとおりです。</p> <p>なお、本評定結果の説明について、再度説明を求める場合は、年 月 日までに、その旨を記載した書面を提出してください。</p>	
記	
工 事 名	
評定結果 の 説 明	
備 考	
(函館市〇〇部〇〇課)	

注1 本文中説明を求める場合の日付は、通知する日の翌日から起算して14日目の日を記入すること。（休日を含まないものとする。）